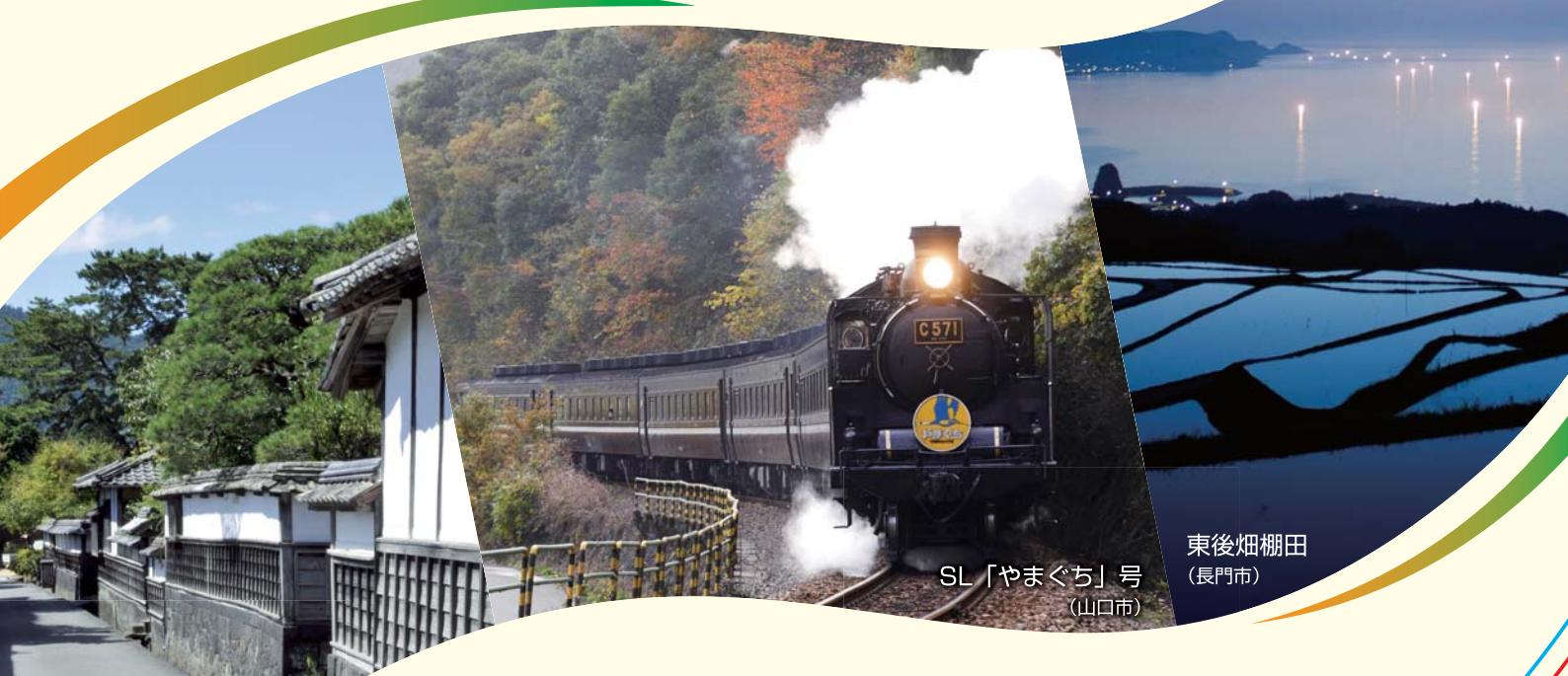


HAGI·YAMAGUCHI SHINKINBANK

萩山口しんきんの現況 2021



世界遺産
「明治日本の産業革命遺産」
萩城下町
(萩市)

地域のみなさまと共に
萩山口信用金庫



地域のみなさまと共に

HAGI-YAMAGUCHI SHINKIN BANK 1919-2021

ごあいさつ

平素より萩山口信用金庫に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も、当金庫の活動と経営内容等をより深くご理解いただきたく、ディスクロージャー誌「萩山口しんきんの現況2021」を作成いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

2020年度の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、飲食業や宿泊業などの対面型サービスを中心に、非常に厳しい状態となりました。

当地域経済においても、振幅を伴い総じて大きなダメージを受けることとなりました。

こうした中、当金庫は、『萩山口しんきん「共創力・共歩力」アップ3か年計画～地域と共に未来を創り、共に歩み続ける協同組織金融機関を目指して～』の3つの基本方針「経営力・内部態勢の強化」、「支援力・営業基盤の強化」、「人材・組織力の強化」に沿って、3か年計画の最終年度として、特に新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応に重点を置き、お客様や地域の回復・発展等に資する諸施策に取組んでまいりました。

その結果、業務面においては、預金の期末残高が2,162億52百万円となり、貸出金の期末残高は968億77百万円となりました。収益面においては、経常利益5億19百万円、当期純利益4億58百万円を計上することができました。また、金融機関の健全性を示す自己資本比率は国内基準の4%を上回る11.37%となりました。

2021年度は、新たに策定した「伴走支援力の発揮と変革への挑戦 3か年計画～課題解決による地域経済の回復と発展を担う協同組織金融機関を目指して～」のスタート年度となります。計画の理念は、当金庫の経営ビジョンに基づく相互扶助の精神のもと、リレーションシップをより深め、地域に根ざした協同組織金融機関として、地域が抱える課題の解決に向けて伴走支援力を発揮し、また経営環境の変化に適応する変革への挑戦に奮励努力して、コロナ禍からの地域経済の回復と発展を担い、豊かで活力のある地域社会づくりに貢献していくこととしております。

今後も、役職員一丸となって、何よりも地域の皆様のお役に立つ事業活動に徹するとともに、地域経済の活性化のための取組を積極的に行っていく所存でございますので、何卒より一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

理事長 小田村 哲

Hagi・Yamaguchi Shinkin Disclosure 2021



本店



萩支店

PROFILE

- 設立／1919年1月17日
- 本店所在地／
山口市道場門前一丁目5番1号
- 出資金／346百万円
- 会員数／14,278人

- 店舗数／21店舗
 - 山口市：10店舗
 - 防府市：1店舗
 - 萩市：6店舗
 - 長門市：3店舗
 - 阿武町：1店舗
 - 店舗外ATMコーナー／9か所
 - 山口市：1か所
 - 萩市：5か所
 - 長門市：3か所
- (2021年3月末現在)

コーポレートマーク（シンボルマーク）



しんきんのSをモチーフにパーツを左右から組合せ、“S”のしなやかな曲線を利用することにより、全体的な拡がりをもたせ躍動感を出しました。ビジュアルイメージは“強くそして元気な人”を表現しています。“強くそして元気な人”つまり、地域のお客様を元気にし共に発展していくバイタリティー溢れるしんきんとその職員のイメージです。また左右からの組合せのパーツは前身である2つの信用金庫を表しています。2つの信用金庫が1つになることでより強固な経営基盤の構築、お客様の利便性向上とサービスの向上を図る新金庫の理念と“強くそして元気な人”をイメージしたデザインがフィットしています。

Contents

ごあいさつ	1
萩山口信用金庫の経営方針	3
「萩山口しんきん」と地域社会	4
SDGs持続可能な開発目標への取組について	5
2020年度の文化的・社会的貢献活動	7
1年間のトピックス	8
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況	9
金融円滑化・経営者保証への取組について	12
2020年度決算状況について	13
金融再生法における債権額の開示	15
信用金庫法によるリスク管理債権の開示	16
自己資本の充実の状況等について	17
経営管理(ガバナンス)について	28
リスク管理態勢について	29
法令等遵守(コンプライアンス)への取組	31
顧客保護等への対応	32
金融ADR制度への対応について	33
お客様情報の管理について	34
振り込め詐欺等の特殊詐欺への対応について	34
環境問題への取組について	34
商品一覧(預金商品)	35
商品一覧(ローン商品)	36
総代会に関する事項	38
役員・主な事業の内容	41
役員等の報酬体系について	42
萩山口信用金庫の組織・機構図	43
萩山口しんきんのあゆみ	44
主な手数料一覧	45
店舗紹介	48
ATM紹介	49
資料編	50
信金中央金庫のご紹介	65
開示項目一覧	66

萩山口信用金庫の経営方針

萩山口信用金庫の目指す姿

経営ビジョン

豊かな
国民生活の実現

中小企業の
健全な発展

地域社会
繁栄への奉仕

基本方針

～豊かで活力のある地域社会づくりに貢献します～

1. ルールを遵守し社会的責任を遂行します
1. 健全で調和の取れた経営に徹します
1. 地域の皆様の繁栄に奉仕します
1. 職員とその家族の幸福を支えます

目指す姿

「まず萩山口信金!」「それなら萩山口信金!」「やっぱり萩山口信金!」

お客様が、困り事があった時、相談事があった時、真っ先に思い浮かぶ。そんな存在に。

4つの柱

街づくりへの
積極支援

個人顧客への
利便性提供

中小企業の
徹底サポート

連携体との
協 働

強み

●近くて便利 ●長期的な信頼関係 ●きめ細やかで親切 ●地域内外のネットワーク

萩山口信用金庫のお客様支援態勢

地 公 体

個 人

法 人(事業者)

連 携 体

街づくりへの 積極支援

個人顧客への 利便性提供

中小企業の 徹底サポート

連携体との 協 働

地方創生
NPO
コミュニティビジネス
地域行事への積極参加
地域文化振興
etc.

生活口座 財産形成
生損保 生活情報提供
若年層(子育て等)支援
ライフサイクル資金支援
年金 相談
シニア層に配慮した
サービス
etc.

ビジネスフェア
事業承継 M&A
創業 経営改善
販路拡大
事業情報提供
etc.

産学官プラス金融
専門家による支援
ビジネスマッチング
etc.

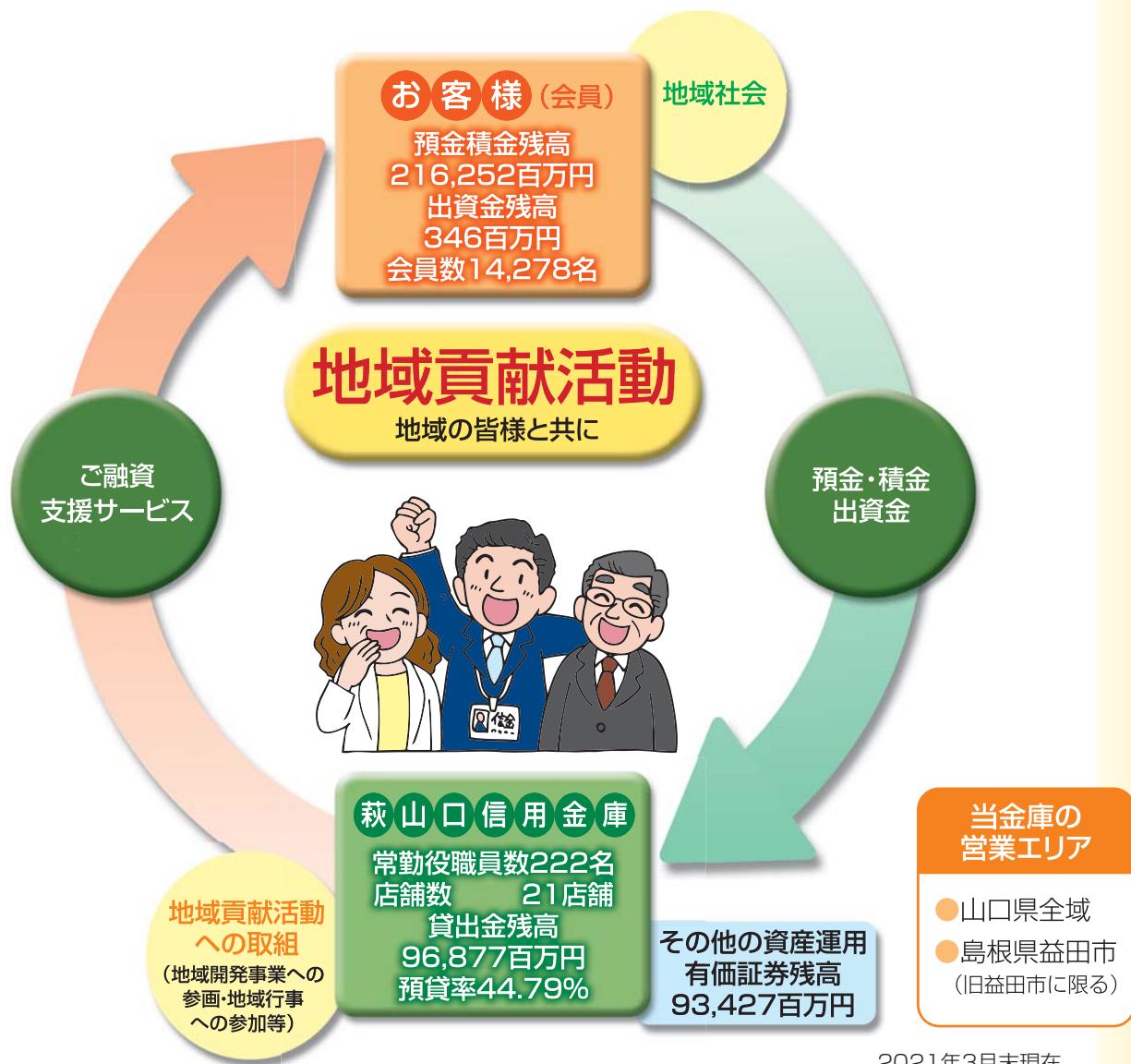
各 営 業 店 (お 客 様 相 談 窓 口)

本 部 (営業サポート部・地方創生プロジェクト委員会・各部)

「萩山口しんきん」と地域社会

当金庫は、山口市・防府市・萩市・長門市・阿武町を主な事業地域として、地元の中小企業や個人の皆様が会員となって、お互いが助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営しております相互扶助の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。



地域貢献活動について

当金庫では、金融サービスの提供にとどまらず、企業としての社会的責任を自覚し、地域の文化・環境・教育といった面も視野に入れ、地域祭礼やイベントへの参加などを通じて、広く地域社会の活性化に貢献するため、積極的に取組んでおります。

SDGs 持続可能な開発目標への取組について

山口県内3信用金庫（萩山口信用金庫、西中国信用金庫、東山口信用金庫）は、持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献していくことを目的として、2021年2月19日に「SDGs（持続可能な開発目標）の推進に関する連携協定」を締結のうえ、各信用金庫の「SDGs宣言」を公表しました。また、その連携した取組みの第一弾として、山口県に対し「やまぐち新型コロナ対策応援寄附金（各信用金庫100万円 合計300万円）」を贈呈させていただきました。

今後はこの連携協定のもと、それぞれの事業活動において、SDGsの普及促進に資する商品・サービス、施策を共同して推進するとともに、地域においてSDGsの認知度向上や普及促進などの取組みを進めてまいります。



※SDGs（エスディージーズ）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。2030年までに世界中で取組むべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。

■萩山口信用金庫 SDGs宣言



萩山口信用金庫は、協同組織の理念である相互扶助の精神並びに「地域社会繁栄への奉仕」「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」という信用金庫のビジョンのもと、事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

2021年2月19日

〈重点項目〉

1. パートナーシップの発揮

- 協同組織として、パートナーシップの発揮や地域社会とのネットワークの更なる強化に努め、もって地域全体で持続可能な社会の実現を目指します。
- 複雑化、多様化する地域社会の課題やニーズに適切に対応するため、全国の信用金庫や中央機関等との業界ネットワークを積極的に活用することで、地域の制約を超えた質の高いサービスの提供に努めます。



2. 地域経済の持続的繁栄

- 社会経済環境に応じて変化するお客様のニーズや課題を踏まえた信用金庫らしいサービスの提供に努め、地域とともに持続的な発展を目指します。
- 中小零細事業者の経営サポートを一段と強化し、事業活動の持続可能性を高めることを通じて、地域経済の維持・発展に貢献します。
- 技術革新や社会構造の変化を踏まえ、先進的な金融サービスの提供への取組みを通じて地域経済の発展に貢献します。
- 地域の将来を担う次世代の人材確保や育成につながる取組みをサポートします。



3. 暮らしやすい地域社会の実現

- 地域を支える皆様の健康や福祉の増進につながる取組みに努めます。
- 高齢のお客様にとって、わかりやすく利用しやすい金融サービスの提供を目指します。
- 地域の皆様の将来に向けた安定的な資産形成をサポートします。
- 地域や関係機関との連携のもと、犯罪や不正の防止につながる取組みに努めます。
- 地域の貴重な資源である環境の保全につながる事業や取組みをサポートします。
- 職員にとって働きやすく多様な価値観を大切にする職場環境の実現に努めます。



2020年度の文化的・社会的貢献活動

文化的・社会的貢献に関する事項について

当金庫では、地元の金融機関として、良質な金融サービスの提供だけでなく、地域の文化・スポーツ活動・社会福祉の向上に貢献したいと考え、主催・協賛、後援などさまざまな形を通じて、積極的な支援活動を展開しております。

「信用金庫の日」PR活動

信用金庫業界では、「信用金庫法」が昭和26年6月15日に公布・施行されたことにちなみ、6月15日を「信用金庫の日」と定め、全国的なPR活動を展開しています。

毎年、信用金庫の全役職員が信用金庫の歴史的意義と創業の理念に立ち返るとともに、地域と共に歩む信用金庫を広くPRすることにより、地域の皆様との結びつきをより強固なものとする日として全国的に展開しています。

当金庫では、PR活動として、全店店周一斉清掃活動や献血活動を行いました。



全店店周一斉清掃



献血活動

ボランティア活動

■ボランティアチャレンジ (河川清掃活動)

山口県「ボランティアチャレンジ」に参加。本店に隣接する河川の清掃活動を実施しました。



寄 贈

■萩市図書館へ図書通帳贈呈

萩市図書館「萩あいぶらり」の開館10周年を記念し、萩市民の方が利用される読書通帳2000冊を寄贈しました。



社会性を育む教育への参画

■インターンシップの実施

金融業務や信用金庫の役割等への理解を深めてもらうことを目的に、就職活動を控えた学生の方を対象とした就業体験機会の場を提供しています。



■やまぐち未来のしごとフェスタへの参加

中学生や高校生向けに開催された「やまぐち未来のしごとフェスタ」に参加しました。
(会場：維新百年記念公園維新大広アリーナ)



地域イベントへの参加

■コロナ支援お徳市 in 田町商店街

新型コロナウイルスの影響で商品の販売不振による過剰在庫を抱えた事業者を募り、割引価格で販売し、萩市内で経済が回るきっかけを作るお徳市に参加しました。



■第45回萩市子ども会 たこあげ大会協賛

野外で自作の「凧」をあげる楽しさと面白さが味わえて、親子のふれあいの機会を作る「たこあげ大会」に協賛し、「萩山口しんきん凧セット」を毎年寄贈しています。



1年間のトピックス【2020年4月～2021年3月】

2020年

6月 11日 ●「信用金庫の日」PR活動 献血活動実施（本店・萩支店）

6月 12日 ●ボランティアチャレンジ（河川清掃活動） 参加

6月 15日 ●「信用金庫の日」PR活動 全店店周一斉清掃

6月 19日 ●第102期通常総代会 開催

7月 27日 ●長門支店新築移転オープン



〈新〉長門支店・油谷支店



理事長・山村理事・営業二課職員
(エキスパート認定者)

7月 31日 ●アフラックの「『生きる』を創る。エキスパート制度」において当金庫の営業二課職員3名全員がエキスパートの認定を受けました。

8月 15日 ●コロナ支援お得市 in 田町商店街 参加

8月 17日 ●「コロナに勝って花園へ」山口高校ラグビー部写真展 開催（本店 8月28日迄）

8月 24日 ●油谷支店を長門支店内に移転

9月 1日～30日 ●「第11回風のたより」写友二人展 開催（本店）

9月 8日～11日 ●インターンシップ実施（山口大学・山口芸術短期大学 計4名）

9月 23日 ●越ヶ浜支店を松本支店内に移転



山口高校ラグビー部写真展



写友二人展

11月 26日～27日 ●やまぐち未来のしごとフェスタ 参加

12月 2日 ●献血活動実施（萩支店）

12月 11日 ●献血活動実施（本店）

12月 14日～30日 ●深川幼稚園絵画展 開催（長門支店）



深川幼稚園絵画展

2021年

1月 16日 ●第45回萩市子ども会たこあげ大会 協賛

中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況

当金庫では、「豊かで活力のある地域社会づくりに貢献します」を基本方針として、地域の持続的な発展に貢献できるよう様々な取組を行っております。

今般、2020年度における中小企業の経営改善や地域活性化のための取組状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

① 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 企業支援プロジェクトチームによる経営改善支援に関する取組

当金庫では、取引先の経営相談・支援あるいは再生に取組むために、企業支援プロジェクトチーム（以下、「支援P・T」といいます。）を設け、2020年度は支援P・T会議にて決定した支援先4先（先数はグループベース）を対象に、営業サポート部（中小企業診断士2名）と営業店が一体となり、また外部機関とも連携を図り、経営改善に向けた支援を行いました。

(2) 専門家派遣による経営支援の取組

当金庫では、中小企業者の個別具体的な経営上の課題に対し、専門家が直接企業に出向き、経営者との話し合いを通じて課題解決に向けたアドバイスを無料で受けることができる「ミラサポ専門家派遣」制度をはじめ、山口県よろず支援拠点コーディネーターの紹介、経営相談会の開催など、外部専門家の活用を推進しております。

2020年度は、山口県中小企業診断協会と連携し、当金庫取引先10先へ同協会所属の中小企業診断士による経営支援を行いました。

(3) 事業承継の取組

お取引先の事業継承をより円滑にサポートするため、2020年9月30日に、山口県内3信用金庫（萩山口信用金庫、西中国信用金庫、東山口信用金庫）、信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社は、「事業継承支援に関する協定書」締結のうえ、山口県内信用金庫共通の枠組みである「山口県しんきん事業承継パートナーシップ」を発足させました。

■事業承継セミナー開催

当金庫では、2020年10月8日に日本政策金融公庫、山口県事業引継ぎ支援センター、山口県よろず支援拠点との共催により、これから事業承継をお考えの方を対象として、事業承継セミナー「女たちの事業承継」を開催しました。

本セミナーは、コロナ禍での対応として、会場での集客を限定し、公開収録により山口ケーブルビジョンでの放映を行いました。また、Youtubeライブでの同時配信も行っております。

(4) 起業・創業支援の取組

■創業支援サポート体制

当金庫は、国の認定を受けた「創業支援事業計画」に参画しております。また、日本政策金融公庫や山口県中小企業診断協会、中小企業診断士事務所などと創業支援に関する連携協定を締結しております。創業者の皆様の様々なお悩みに対し、自治体・商工団体等支援機関などとお互いのノウハウを提供し、連携してサポートを行っております。



山口県しんきん事業承継パートナーシップ発足式



事業承継セミナー「女たちの事業承継」

■当金庫が関与した起業・創業件数及び融資残高

当金庫は、起業・創業を支援するため、2017年9月25日より「創業応援ローン」を取扱開始するほか、当金庫ホームページに創業支援サービスとして、「各種支援メニュー／ご融資」を掲載し、情報発信しております。

当金庫が関与した起業・創業支援件数及び融資実行額の直近2か年の実績は、以下のとおりとなっております。

	2019年度	2020年度
起業・創業件数	62件	102件
融資実行額	557百万円	932百万円



■創業・開業に関する助成金等の交付状況（自治体との連携）

当金庫では、山口県・山口市・萩市・阿武町との地方創生に係る包括連携協定に基づき、連携の一環として、創業・開業に関する助成金等の交付を行っています。2020年度の実績は、以下のとおりとなっています。

制度名	助成金等交付先数
やまぐち中山間移住創業助成金 ※山口県内3信用金庫(萩山口信用金庫・西中国信用金庫・東山口信用金庫)との連携	1先
萩山口信用金庫山口市開業チャレンジ応援補助金	2先
萩山口信用金庫阿武町創業チャレンジ応援助成金	1先
萩市ビジネスプランコンテスト（賞金）	3先

※当金庫の創業支援に関する詳細はホームページをご覧ください。



阿武町創業チャレンジ応援助成金
交付式

（5）維新塾（萩山口信用金庫若手経営者の会）の開催

「維新塾」は、地域中小企業経営者の皆様に、勉強会や講演会、異業種交流会、親睦会などの場を提供することにより、経営情報の収集や人脈形成等を図り、企業・地域の繁栄に役立てることを目的として定期的に活動を行っています。

■2020年度維新塾開催状況（※全てオンラインでの開催）

開催日	支部開催回数	テーマ
2020年6月4日	山口支部第1回目	第1部 オンライン活用で人との接触削減と作業効率UP 第2部 新型コロナウイルス対策金融支援策紹介
8月25日	萩支部第1回目	第1部 コロナ禍におかれた現在の状況 第2部 オンライン会議の使い方と金融政策紹介
2021年1月27日	山口支部・萩支部第2回目	働き方改革で生産性向上！売上も利益も大向上！～働き方改革は企業風土を変え、会社を変える～

（6）新型コロナウイルス感染症対策に関する取組

●融資相談窓口の設置

- 新型コロナウイルス感染症に対する融資相談窓口を全店に設置しました。
(期間：2020年2月25日～2021年3月31日)
- ゴールデンウイークの特別相談窓口を本店・萩支店・長門支店に設置しました。
(期間：2020年5月2日～5月6日)

●新型コロナウイルス感染症対策融資の取扱

- 当金庫プロパーの「新型コロナウイルス対応特別融資」を取扱しました。
(期間：2020年2月25日～2021年3月31日)
- 新型コロナウイルス対策 経営強化協調融資「ISHIN前進」の創設

日本政策金融公庫国民生活事業における「新型コロナ対策資本性劣後ローン」との外部連携制度「新型コロナ対策経営強化協調融資『ISHIN前進』」を2020年12月10日に創設いたしました。詳しくは、営業店窓口までお問い合わせください。



●関連情報の発信

国や主要営業エリア内の自治体、その他関連する支援策等の情報をまとめた「中小企業向け新型コロナウイルス対策関連情報」を、渉外担当者のほか、当金庫ホームページやSNS公式アカウント（Facebook、LINE）を通じて発信しています。2020年度の当金庫からの情報提供による新型コロナウイルス対策を含む補助金・給付金等の利用件数は、646件となっております。



(7) 中小企業支援融資「スーパービジネスローン」の取扱実績

「がんばる中小企業」を応援することを目的とし、2010年11月より、法人・個人事業者の方を対象に低金利の融資を行っております。2021年3月末の実績は、取扱件数283件、取扱残高は842百万円となっております。

2 地域の活性化のための取組状況

(1) 地方創生への取組

当金庫は、「地方創生」が当金庫の重要な経営方針の一つであるという認識のもと、エリア内各自治体と連携し、地域経済の活性化並びに地方創生に取組んでおります。

■山口県との地方創生に係る包括連携協定に基づく寄付

2016年以降、山口県内3信用金庫（萩山口信用金庫、西中国信用金庫、東山口信用金庫）が連携し、山口県が設立した「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」へ寄付を行っています。

■山口県、山口市、萩市、長門市、阿武町との包括連携協定に基づく各種ローンの取扱実績

対象となる主なローンは、子育て世帯を応援するカーローンや教育ローンとしております。

2021年3月末の実績は、取扱件数85件、融資残高104百万円となっております。



やまぐち子ども・子育て応援ファンド
感謝状贈呈及び交付決定書交付式

金融円滑化・経営者保証への取組について

1 金融円滑化への取組状況

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は2013年3月末をもちまして期限を迎えたが、当金庫では、「金融円滑化のための基本方針」を定め、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給するとともに、資金繰りや返済条件変更などの相談にも積極的に応じております。

2021年3月末現在における中小企業・小規模事業者及び住宅ローンご利用のお客様に対する貸付条件の変更等への取組状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

■地域金融円滑化のための基本方針

萩山口信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与することが、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であるとの認識のもと、以下のとおり「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、営業店及び本部一丸となりこれに取組んでまいります。

1. お客様の経営実態や所得状況等を踏まえて、新規ご融資やご融資条件の変更等を適切に行ってまいります。
2. お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行ってまいります。
3. 与信取引（ご融資の契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行ってまいります。
4. お客様からの与信取引に関するお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情への対応を適切に行ってまいります。
5. その他地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、他業態及び他の金融機関等と相互の連携を図ってまいります。

● 2009年12月から2021年3月末までの取組状況の累計

(単位：件、百万円)

	中小企業のお客様		住宅ローンをご利用のお客様	
	貸付債権数	貸付債権金額	貸付債権数	貸付債権金額
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権	3,615	107,641	199	2,101
うち実行に係る貸付債権	3,506	105,479	171	1,855
うち謝絶に係る貸付債権	35	481	8	66
うち審査中の貸付債権	22	744	1	4
うち取り下げに係る貸付債権	52	929	19	175

2 経営者保証に関するガイドラインへの取組について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、同ガイドラインを踏まえた取組状況は、以下のとおりとなっています。

	2018年度	2019年度	2020年度
新規に無保証で融資した件数	375件	397件	872件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	34.02%	35.77%	45.58%
保証契約を解除した件数	12件	10件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限ります。)	0件	0件	0件

2020年度 決算状況について

事業の概況について

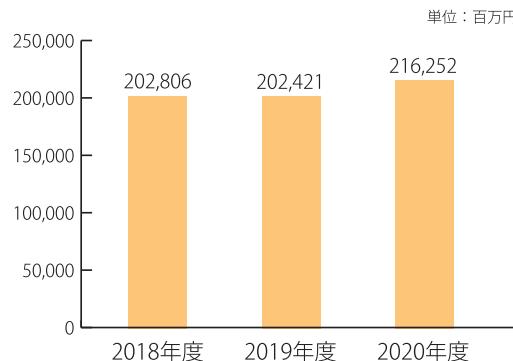
2020年度は、『萩山口しんきん「共創力・共歩力」アップ 3か年計画～地域と共に未来を創り、共に歩み続ける協同組織金融機関を目指して～』の最終年度として、当金庫の長期経営ビジョンに基づく相互扶助の精神のもと、豊かで活力のある地域社会をお客様と共に創り、共に歩み、協同組織による地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地歩を確立して行くことを目指し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問制限など厳しい情勢の中、①貸出金利息収入の最優先強化、②有価証券利息配当金・役務取引等収益の安定的確保、③生産性向上に向けた経営の効率化、④内部態勢等の充実・強化、⑤計画的な人材の育成・働き甲斐のある職場環境の確保の5項目を重点課題として取組んだ結果、以下のとおりとなりました。

預金について

流動性預金は、新型コロナウイルス感染症拡大による消費支出の減少や特別定額給付金の受給などにより18,154百万円増加しました。定期性預金は、流動性預金への振替、相続に伴うエリア外への流出により4,323百万円減少しました。

その結果、期末残高216,252百万円（前期比13,831百万円増加）となりました。このうち、個人預金残高は173,103万円で預金全体に占める割合は約80%となっております。

●預金残高の推移

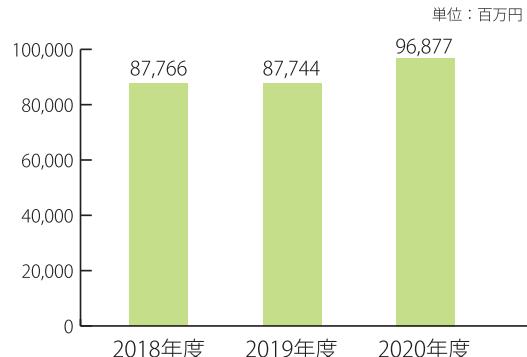


貸出金について

貸出金は、新型コロナウイルス対策関連融資の積み上げなどにより、期末残高は96,877百万円（前期比9,133百万円増加）となりました。

当金庫では、さまざまな業種のお客様にご利用いただいており、このうち個人向け貸出（住宅・消費・納税資金等）先数の全貸出先数に占める割合は約77%、個人向け貸出金残高（26,430百万円）の全貸出金残高に占める割合も約27%となっております。

●貸出金残高の推移

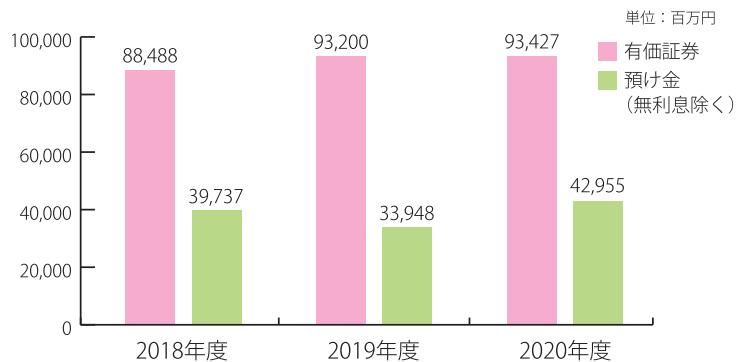


貸出金以外の運用について

地元のお客様からお預かりした大切な資金は、地元のお客様へのご融資のほか、預け金や有価証券で運用しました。

預け金（無利息を除く）は期末残高42,955百万円（前期比9,007百万円増加）、また有価証券は期末残高93,427百万円（前期比227百万円増加）となりました。

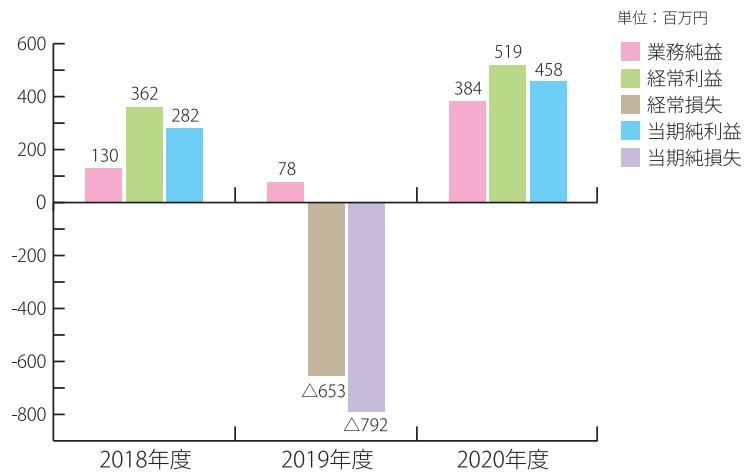
●有価証券・預け金（無利息を除く）の推移



損益の状況について

業務純益は384百万円、経常利益は519百万円、当期純利益は458百万円計上しました。

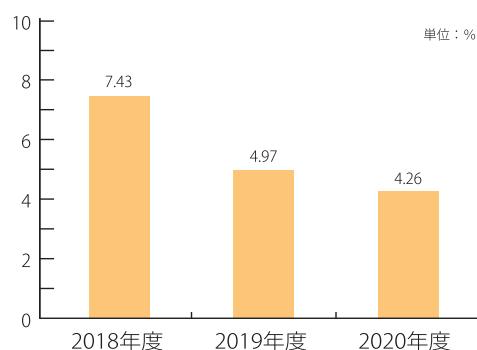
●損益の状況



不良債権比率の状況について

不良債権比率は、前年度より0.71ポイント改善し、4.26%となりました。

●不良債権比率の推移



金融再生法における債権額の開示

金融機関は経営の健全性を高めるために、資産の健全度を自己査定によって評価し、これに基づき不良債権の適正な償却や引当をすることが義務付けられております。

当金庫は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、金融再生法といいます。）」に定められた開示基準に基づいて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」を開示しております。

金融再生法に基づく開示債権は、担保・保証などによる保全の有無にかかわらず開示対象としているため、当該開示額がすべて回収不能額を示すものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区分	分	開示残高 (A)	保全額 (B)			保全率 (%) (B)/(A)	引当率 (%) (D)/(A-C)
				担保・保証等 による回収 見込額 (C)	貸倒引当金 (D)		
金融再生法上の不良債権	2019年度	4,383	4,320	1,629	2,691	98.57	97.72
	2020年度	4,149	4,142	1,579	2,562	99.81	99.69
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	205	205	136	68	100.00	100.00
	2020年度	156	156	121	34	100.00	100.00
危険債権	2019年度	4,051	4,051	1,434	2,617	100.00	100.00
	2020年度	3,884	3,884	1,402	2,481	100.00	100.00
要管理債権	2019年度	126	63	58	5	50.33	7.75
	2020年度	109	101	54	46	92.88	85.77
正常債権	2019年度	83,742					
	2020年度	93,192					
合計	2019年度	88,125					
	2020年度	97,342					

(注1) 合計金額はそれぞれの金額を円単位で集計し、百万円単位で表示しているため合計は一致しません。

(注2) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

※2020年度は金融再生法上の不良債権全体に対して約99%の保全を図っております。

◆用語説明◆

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

●要管理債権

「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。



信用金庫法によるリスク管理債権の開示

2020年度はリスク管理債権全体に対して約99%の保全を図っております。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区分		残高 (A)	保全額(B)	担保・保証 (C)	貸倒 引当金 (D)	保全率 (%) (B) / (A)
破綻先債権	2019年度	57	57	23	33	100.00
	2020年度	15	15	0	14	100.00
延滞債権	2019年度	4,169	4,169	1,517	2,652	100.00
	2020年度	3,996	3,996	1,494	2,501	100.00
3カ月以上延滞債権	2019年度	1	1	1	—	100.00
	2020年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2019年度	124	61	56	5	49.59
	2020年度	109	101	54	46	92.88
合計	2019年度	4,353	4,290	1,599	2,691	98.55
	2020年度	4,120	4,113	1,550	2,562	99.81

(注1) 合計金額はそれぞれの金額を円単位で集計し、百万円単位で表示しているため合計は一致しません。

(注2) 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。

(注3) 「貸倒引当金」については、リスク管理債権の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

(注4) これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

(注5) 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。

◆用語説明◆

●破綻先債権とは

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立があった債務者
- ②再生手続開始の申立があった債務者
- ③破産手続開始の申立があった債務者
- ④特別清算開始の申立があった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

●延滞債権とは

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①左記「破綻先債権」に該当する債権
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

●3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図る目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

自己資本の充実の状況等について

1 | 自己資本の状況について

■自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除したもので、主に会員の皆様からお預かりしている「出資金」や将来に備えて積み立てている「利益剰余金」により構成されております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度の評価につきましては、主に自己資本比率により評価しております。

2020年度の自己資本比率は、11.37%で国内基準の4%を上回る水準を維持しており、経営の健全性・安全性が図られていると評価しております。

また、将来の自己資本充実策としては、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを根本的な施策と考えております。

※ 当金庫には子会社及び関連会社等の連結グループはございませんので、単体自己資本の状況のみを開示しております。

自己資本比率は、リスク・アセット等（貸出金や有価証券などの資産が取引先の倒産や財務内容の悪化などにより、金融機関が損失を受ける信用リスクや事務事故、システム障害、不正行為などで金融機関が損失を被るオペレーション・リスクを計量化したもの）に対して、自己資本がどれくらいあるかを示す国際的な指標で、金融機関の健全性や安全性を示す客観的な基準として使用されます。

<自己資本比率の算定方法の概要>

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

〔信用リスク・アセット〕額の合計額 + 〔オペレーション・リスク相当額〕の合計額を8%で除して得た額



1 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,681	11,131
うち、出資金及び資本剰余金の額	348	346
うち、利益剰余金の額	10,340	10,792
うち、外部流出予定額（△）	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	542	507
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	542	507
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	106	80
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,331	11,719
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	46	49
うち、のれんに係るものと額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	49
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	46	49
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	11,284	11,670
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	99,185	97,317
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,150	△ 847
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 1,743	△ 1,440
うち、上記以外に該当するものの額	592	592
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,347	5,284
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	104,532	102,602
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.79%	11.37%

(注) 自己資本比率の算定方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	99,185	3,967	97,317	3,892
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	89,735	3,589	92,860	3,714
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	40	1	427	17
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	57	2
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	39	1	—	—
我が国の政府関係機関向け	200	8	160	6
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,304	412	10,588	423
法人等向け	35,731	1,429	34,024	1,360
中小企業等向け及び個人向け	18,057	722	18,807	752
抵当権付住宅ローン	2,538	101	2,422	96
不動産取得等事業向け	10,566	422	12,063	482
3ヵ月以上延滞等	295	11	1,146	45
取立未済手形	5	0	3	0
信用保証協会等による保証付	388	15	442	17
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	295	11	1,782	71
出資等エクスポージャー	295	11	1,782	71
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	11,271	450	10,934	437
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,653	146	3,151	126
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,722	108	3,444	137
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,895	195	4,108	164
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,354	414	5,066	202
ルック・スルー方式	10,354	414	5,066	202
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	592	23	592	23
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△ 1,743	△ 69	△ 1,440	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
□. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,347	213	5,284	211
八. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	104,532	4,181	102,602	4,104

(注1) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

(注2) 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除きます。）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

(注3) 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除きます。）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注4) 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しております。

$$\begin{aligned} &<\text{オペレーションル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法}> \\ &\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \\ &\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \end{aligned}$$

(注5) 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2 | 信用リスクの状況について

■信用リスクとは

取引先の倒産や財産状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

■信用リスク管理の管理方針及び手続の概要

当金庫では、リスク管理を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「信用リスク管理規程」を定め、自己査定の実施による債務者区分及び分類結果や信用格付、信用リスク計量化指標等の評価区分等に基づき、適切な金利設定や融資方針、ポートフォリオ管理等に反映させ、当金庫が晒されている信用リスクを的確に把握・管理することにより不測の事態を未然に防止し、資産の健全性を確保するための必要な信用リスク管理態勢を構築しております。

当金庫では、すべての債権に対し自己査定基準に基づき、厳格な自己査定を実施し、リスクを把握するとともに、「融資統合システム」より還元されたデフォルト率を基に信用リスクの計量を行うなど、統合リスク管理態勢を構築しております。

また、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離するとともに、自己査定の実施に際しても、営業関連部署が査定実施したものを当該部署から独立した「資産査定委員会」が査定結果を監査するなど、相互に牽制が働く体制しております。

さらに、一連の信用リスク管理の状況につきましては、定期的又は必要に応じて「リスク管理委員会」、「常務会」、「理事会」に対し、付議、報告を行っております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算定しております。

また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とともに、担保の評価額及び保証による回収可能見込額を除いた未保全部分に対して引当金計上しております。なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■信用リスク削減手法に関する管理方針及び手続の概要

信用リスクの削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金用途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従いまして、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への充分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくよう適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、また保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、地方公共団体保証、民間保証などがありますが、その手続につきましては、当金庫の「融資事務取扱要領」及び「不動産担保取扱要領」などにより、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲におきまして、預金相殺などを用いる場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領などにより、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に關しましては、特に業種やエクスポート・ジャーナーの種類に偏ることなく分散に心掛けております。

1 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工エクspoージャーを除く）

■ 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクspo ージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引	有価証券等		デリバティブ取引				
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
国 内	206,650	224,789	88,085	97,284	117,929	127,227	-	-
国 外	16,697	16,179	-	-	16,697	16,179	-	-
地 域 別 合 計	223,348	240,968	88,085	97,284	134,626	143,406	-	-
製 造 業	13,962	13,977	4,232	4,453	9,450	9,520	-	-
農 業 、 林 業	110	108	110	108	-	-	-	-
漁 業	110	87	110	87	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	9,639	11,434	8,725	10,523	900	900	-	13 9
電気・ガス・熱供給・水道業	9,895	9,391	1,059	1,162	8,835	8,228	-	-
情 報 通 信 業	2,451	2,177	285	300	2,166	1,876	-	0 -
運輸業、郵便業	3,887	3,733	341	790	3,545	2,943	-	-
卸売業、小売業	8,266	9,250	5,913	7,645	2,314	1,604	-	38 0
金融業、保険業	51,307	56,992	7,565	9,625	43,741	47,366	-	-
不 動 産 業	19,141	21,033	15,936	17,595	3,011	3,258	-	194 179
物 品 貸 貸 業	192	238	192	238	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	454	749	454	623	-	125	-	-
宿 泊 業	2,006	2,177	2,006	2,177	-	-	-	0
飲 食 業	1,316	1,971	1,208	1,962	100	-	-	8 8
生活関連サービス業、娯楽業	2,731	3,423	2,524	3,317	200	100	-	6 6
教 育、学習支援業	1,386	1,309	1,386	1,309	-	-	-	0 0
医 療 、 福 祉	4,613	3,985	4,613	3,985	-	-	-	-
その他のサービス	3,060	3,522	3,022	3,485	-	-	-	38 36
国・地方公共団体等	32,693	40,212	5,195	5,035	27,497	35,176	-	-
個 人	23,255	22,887	23,201	22,853	-	-	-	56 33
そ の 他	32,864	32,304	-	-	32,861	32,304	-	-
業種別合計	223,348	240,968	88,085	97,284	134,626	143,406	-	636 278
1年以下	44,524	36,478	13,521	11,045	31,003	25,432	-	-
1年超3年以下	27,186	33,334	5,218	4,764	21,967	28,569	-	-
3年超5年以下	21,304	17,063	6,865	6,235	14,439	10,827	-	-
5年超7年以下	20,916	16,412	5,185	6,769	15,731	9,643	-	-
7年超10年以下	29,149	40,129	11,712	19,545	17,436	20,584	-	-
10年超	52,933	59,874	45,302	48,660	7,631	11,214	-	-
期間の定めのないもの	26,696	37,397	280	264	26,416	37,133	-	-
残存期間別合計	222,712	240,690	88,085	97,284	134,626	143,406	-	-

(注1) 「有価証券等」には、預け金、その他資産に区分する出資等を含んでおります。

(注2) オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

(注3) 「3ヵ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

(注4) 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、投資信託、有形・無形固定資産、繰延税金資産などが含まれます。

(注5) CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(注6) エクspoージャーの期末残高の合計額は、残高の定義が異なるため、貸借対照表の資産合計額とは必ずしも一致いたしません。

(注7) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

62ページを参照願います。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	242	237	△ 4	△ 2	237	234	144	—
農業、林業	—	3	3	△ 0	3	3	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,614	1,597	△ 16	6	1,597	1,604	20	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	485	—	△ 485	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	394	191	△ 203	△ 18	191	172	18	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	315	258	△ 56	△ 5	258	253	—	—
物品貯蔵業	49	48	△ 0	△ 9	48	39	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	20	20	△ 0	0	20	20	—	—
宿泊業	131	131	△ 0	△ 131	131	—	698	5
飲食業	23	22	△ 0	2	22	24	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	101	101	0	△ 2	101	99	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	9
医療、福祉	8	—	△ 8	—	—	—	—	—
その他のサービス	39	38	△ 0	△ 1	38	37	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	54	33	△ 20	△ 7	33	26	—	—
合計	3,481	2,686	△ 794	△ 170	2,686	2,515	881	14

(注1) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(注2) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

リスク・ウェイト（債権の危険度を表す指標で、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して使用します。）の判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を使用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ② 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
- ④ S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分（%）	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	43,552	—	50,373
10%	—	8,908	—	5,401
20%	2,805	50,127	3,204	54,005
35%	—	7,293	—	7,004
50%	26,193	2,099	26,067	1,118
75%	—	31,246	—	41,859
100%	4,709	39,591	3,407	41,975
150%	—	652	—	750
250%	—	2,551	—	2,713
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小計	33,708	186,023	32,678	205,202
合計	219,732		237,880	

(注1) 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

(注2) エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(注3) コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除きます。）、CVAリスク及び中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

2 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	—	—	18,875	28,315	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

3 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

*派生商品取引とは、デリバティブ取引ともいい、有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。

4 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

*証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組替え、第三者に売却して流動化をすることをいいます。

自らが証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

5 オペレーション・リスクに関する事項

オペレーション・リスクとは、業務運営において可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫はその中でも特に「事務リスク」、「システムリスク」、「風評リスク」、「法務リスク」、「人的リスク」及び「有形資産リスク」を管理すべき重要なリスクであると認識し、それぞれに具体的な管理態勢を定め、適切な管理・評価を行い、定期的にリスク管理委員会やコンプライアンス委員会などにおいて協議・検討するとともに、必要に応じて理事会、常務会において経営陣に対して報告を行っております。

特に、事務リスク管理につきましては、適切な事務処理を行うために「事務リスク管理規程」に従い、預金・融資の各種規程、取扱要領等の整備を図るとともに、定期的に事務担当者会議、研修を開催して、事務レベルの向上に努めております。

また、システムリスク管理につきましては、「システムリスク管理規程」に従い、「システム障害時の対応要領」や「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」などの規程等を整備し、情報資産の保護やシステム障害時の対応に努めております。

その他のリスク管理につきましては、苦情等に対する適切な対応、個人情報等の情報セキュリティ管理態勢の整備、さらには各種金融商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護を重要視した管理態勢の整備に努めております。



8 | 金利リスクに関する事項

1 | リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定の金利リスク（IRRBB : Interest Rate Risk in the Banking Book）とは、金利が変動することによって、保有する資産・負債等の価値（現在価値）や、将来収益が変動するリスクをいいます。

当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（株式リスク等）との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である ΔEVE 及び期間損益変化の指標である ΔNII を複数の金利ストレスシナリオに基づき四半期ごとに算出し、リスク管理委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事会、常務会において経営陣に対して報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

(注1) ΔEVE (Economic Value of Equity) とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

(注2) ΔNII (Net Interest Income) とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

2 | 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII に関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5.0年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約は考慮しておりません。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した ΔEVE 及び ΔNII が正となる通貨のみを単純合算しております。

(f) スプレッドに関する前提

リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と割引金利に与える金利ショック幅を同一とみなし
ており割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 前事業年度末開示からの変動に関する説明

算定方法の変動はありません。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の ΔEVE は自己資本の20%を超過しております。今後は「金利リスク」と「収益力」の関係
を踏まえ、適切なリスクテイクを図ってまいります。

(単位：百万円)

項番		イ	口	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,909	6,152	165	148
2	下方パラレルシフト	0	0	38	36
3	ステイプル化	6,530	5,726		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	2,173	1,974		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	6,909	6,152	165	148
8	自己資本の額	末		へ	
		当期末		前期末	
		11,670		11,284	

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスクを算定しております。VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しております。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味

銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度額管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99%、保有期間を240日としております。



経営管理（ガバナンス）について

基本的な考え方

当金庫は、法令等遵守及び各種リスクを適正に管理することが重要であると認識し、内部管理態勢の強化、監査機能の発揮により、適正な経営管理（ガバナンス）の実践に努めております。

こうした考えに基づき、当金庫は、「内部管理基本方針」を理事会で定めております。

■内部管理基本方針の概要

1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
8. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当金庫の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■経営管理（ガバナンス）体制

●理事会

理事会は、全理事及び監事（非常勤を含みます。）で構成し、当金庫の業務遂行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。

理事会は、原則、月1回開催しております。

●常務会

常務会は、常勤理事の全員及び常勤監事で構成され、当金庫の業務執行方針をはじめ、業務に関する重要事項の協議・決定をするなど業務執行の全般的な統制を図っております。

常務会は、原則、月1回開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

●監事会

監事会は、常勤監事及び非常勤監事により構成され、監査方針、監査計画に基づき、業務及び財産の状況に関する調査や理事の職務執行などについて厳正な監視を行っております。

監事会は、原則、理事会当日に開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

●内部監査

内部監査は、監査対象の被監査部門から独立した組織である監査室が、金庫の経営理念を遂行するため、内部管理態勢等の健全性、適切性を検証し、問題点の指摘や改善策の提言を通じて金庫の健全性の確保と経営効率の向上を図ることを目的として、営業店及び本部の監査を実施しております。

●各種委員会

当金庫の各種委員会は、業務執行状況の把握、法令等遵守、各種リスクの的確な管理などを目的として、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等で構成されており、健全で透明性の高い企業風土の確立に努めております。

リスク管理態勢について

現在の金融機関の業務は、金融の自由化、グローバル化や金融業務のIT化などにより複雑化し、金融機関の抱えるリスクは拡大、多様化しております。

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営に係わるすべてのリスクを総体的に捉え、適切なリスク管理を行い、適正な収益を確保するために「リスク管理規程」を定めるとともに、各種リスクの具体的な管理手法として、「各種リスク管理規程」を定めております。

1 信用リスク（20ページ参照）

2 市場リスク

(1) 市場リスクとは

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク、及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことであり、主に「金利リスク（26ページ参照）」、「価額変動リスク」、「為替リスク」の3つのリスクからなります。

(2) 市場リスク管理態勢

経済情勢、市場動向、金利動向などを検討したうえで、安全性を第一とした運用を行うとともに、市場リスク計測・分析手法を用いた市場リスクの適正な把握・管理により、経営の健全性と安定収益の確保に努めています。

3 流動性リスク

(1) 流動性リスクとは

運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

(2) 流動性リスク管理態勢

日々の資金繰り管理と市場動向の把握により、当金庫が直面する流動性リスクを認識し、資金の調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を構築することにより、流動性リスク顕在化の未然防止に努めています。

4 オペレーション・リスク（24ページ参照）

当金庫では、以下の(1)から(6)までのリスクをオペレーション・リスクと捉えて、適切に管理しております。

■オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

(1) 事務リスク

① 事務リスクとは

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

② 事務リスク管理態勢

正確・迅速な事務処理は「信頼」の第一歩と位置付け、規程の整備や事務手続きの見直しを図るとともに、正確な事務処理を行うために、事務担当者会議や内部研修を通じた事務指導により、職員の事務処理能力の向上に努めています。

(2) システムリスク

① システムリスクとは

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い、当金庫が被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより、当金庫が損失を被るリスクのことです。

② システムリスク管理態勢

十分なバックアップ体制が構築された信用金庫業界が運営するシステムを利用して業務を行うとともに、障害発生等によりシステムが停止した場合でも必要な業務が継続できるよう、緊急時の対応手順を定めています。また、コンピュータ犯罪を防止するためにセキュリティを強化し、事故防止対応を図るとともに、コンピュータ使用を厳正に管理し、不正使用の防止にも努めています。



(3) 風評リスク

① 風評リスクとは

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などを被るリスクのことです。

② 風評リスク管理態勢

積極的な情報開示により経営の透明性に努めるとともに、経営に重大な影響を及ぼすと思われる情報について報告を受ける体制を整備し、風評リスクを回避するための適切な対策を講じるよう努めています。

(4) 法務リスク

① 法務リスクとは

役職員が法令や当金庫の規定等に違反する行為（コンプライアンス違反行為）を行ない、信用失墜や法的な責任追及を受けることにより当金庫が損失を被るリスクのことです。

② 法務リスク管理態勢

すべての部署を関連部署と位置付けてコンプライアンス態勢を確立、また、担当部署によるリーガル・チェックを実施し、各部署が連携して業務遂行に係る法務リスクの回避と取引等の適切性の確保に努めています。

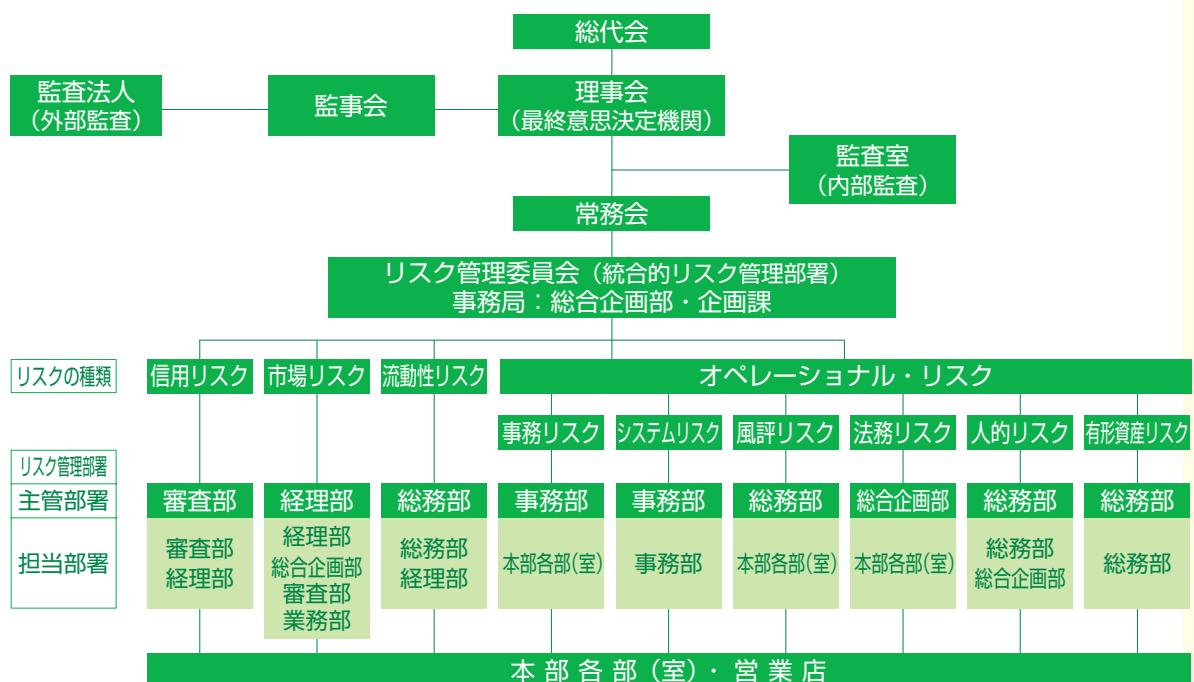
(5) 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）及び差別的行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）から生じる損失・損害などにより当金庫が被るリスクのことです。

(6) 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより当金庫が被るリスクのことです。

■リスク管理体制図



(2021年6月30日現在)

法令等遵守(コンプライアンス)への取組

法令等遵守方針

コンプライアンスとは、法令をはじめ、当金庫の諸規程や確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することにとどまらず、ステークホルダー（お客様・会員・地域社会）の期待に応えることができるよう、ステークホルダーの視点に立った業務遂行に努めることも含まれます。

当金庫では協同組織金融機関としての社会的使命と公共性を自覚し、地域における信頼性を高めるために、次のとおり「法令等遵守方針」を制定し、コンプライアンスに取組んでおります。

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重します。

(職員の働き方、職場環境の充実)

6. 職員の多様性を尊重する働き方を実現します。

また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

(環境問題への取組)

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。

(社会参画と発展への貢献)

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

コンプライアンス（法令等遵守）体制について

コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置付け、地域の皆様から信頼される金融機関であり続けるために、年度毎の具体的なコンプライアンス実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの実践に取組んでおります。

コンプライアンス運営体制として、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況やコンプライアンスに関する各種施策・課題等を検討するため、コンプライアンス委員会を定期的に開催しております。

また、コンプライアンス態勢の適切性を確保するための管理部署として、コンプライアンス課を設置するとともに、営業店・本部各部室にコンプライアンス担当者を任命し、双方が連携してコンプライアンス研修やOJT指導等を通じて、コンプライアンス意識の高揚に取組んでおります。

なお、コンプライアンスの重要性を理解させるための「コンプライアンス・マニュアル」を全職員に配付し、コンプライアンス重視の企業風土の確立に努めております。

顧客保護等への対応

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の正当な利益を保護し、利便性の向上を図るために、以下の事項について誠実に取組み、お客様の視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めてまいります。

1. お客様への説明を要するすべての取引や商品について、お客様のご理解やご経験、財産の状況等に応じた適正な情報提供及び商品説明を行います。
2. お客様からのお問い合わせ、ご相談・ご要望及び苦情並びに紛争等について、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めます。
3. お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、適切な措置を講じることにより安全な管理を行います。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合、お客様の情報管理やその他の利益を守るため、適切に外部委託先を管理します。
5. お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のある取引を適切に管理します。
6. その他お客様の利益の保護や利便の向上を図るために、当金庫が必要と判断した業務について、適切かつ十分な措置を講じます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に関しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとりまして不都合な時間帯やご迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、窓口までお問い合わせください。



金融ADR制度への対応について

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢を整備して苦情等の解決を図り、お客様の信頼性の向上に努めています。

苦情等は、営業店又は次の担当部署にお申し出ください。

担当部署	総合企画部
住所	〒753-0047 山口市道場門前一丁目5番1号
電話番号	083-922-2700
受付時間	9:00~17:00 (当金庫営業日)

また、当金庫のほかに、次の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。

名称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	地区しんきん相談所 (中国地区信用金庫協会)
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒730-0026 広島市中区田中町6-5
電話番号	03-3517-5825	082-243-4857
受付日 受付時間	月~金 (祝日、12月31日~1月3日を除きます。) 9:00~17:00	月~金 (祝日、12月31日~1月3日を除きます。) 9:00~17:00

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のために当金庫営業日に当金庫総合企画部又は全国しんきん相談所等にお申し出があれば、東京三弁護士会が運営する次の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客様から仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会が運営する仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

その際には、お客様の利便に配慮して、山口県弁護士会の仲裁センター等で、東京三弁護士会の仲裁センター等とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決にあたる方法（現地調停）もあります。

詳しくは、当金庫総合企画部又は全国しんきん相談所、東京三弁護士会にお尋ねください。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 受付時間	月~金(祝日、年末年始を除きます。) 9:30~12:00 13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始を除きます。) 10:00~12:00 13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始を除きます。) 9:30~12:00 13:00~17:00

※金融ADR制度への対応の内容につきましては、店頭ポスター、ホームページで公表しています。

お客様情報の管理について

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）抜粋

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

【個人情報等に関する相談窓口】

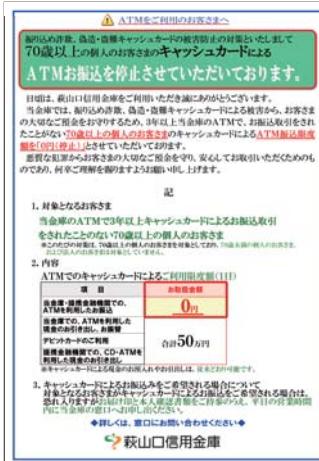
萩山口信用金庫 総務部

住所：〒753-0047
山口市道場門前一丁目5番1号
電話番号：083-922-2700
FAX：083-921-0758

※当金庫の個人情報保護宣言の詳細につきましては、店頭掲示のポスター、ホームページをご覧ください。

振り込め詐欺等の特殊詐欺への対応について

当金庫では、振り込め詐欺、偽造・盜難キャッシュカードによる被害から、お客様の大切な預金をお守りするため、お客様への注意喚起や山口県警察と連携のほか、2021年1月17日(日)より、個人及び個人事業主のお客様を対象に、1日・1口座あたりの利用限度額（引出・振込・振替・デビットの合計）を50万円に引き下げております。また、3年以上当金庫のATMで振込取引をされたことがない70歳以上の個人のお客様のキャッシュカードによるATM振込限度額を「0円（停止）」とする措置を講じるなどの対応を実施しております。詳しくは、本支店窓口にお問い合わせください。



環境問題への取組について

世界的な自然環境の変化の中で、自然環境の維持及び改善に努力することは、企業市民としての社会的責任であり、環境への負荷の軽減に努力することは資源を消費する企業としての責務であると認識し、地球温暖化対策や環境型社会の構築へ向けた取組を積極的に推進しております。

当金庫では、信用金庫業界の一員として、「電力使用量の削減」に取組んでおります。

このほか、山口市の公共交通機関の利用促進の取組として、毎月最終金曜日に実施される「山口市ノーマイカーデー」にも参加しております。

萩山口信用金庫にご来店のお客様へ

萩山口信用金庫では、地球温暖化防止のため、オフィスの冷房温度を高めに設定し、それによってもいる職員の服装の軽装化を実施しております。
どうかご理解の程、よろしくお願ひいたします。

実施期間：5/6 (木) ~ 10/29 (金)
実施内容：ノーウェーブ、ノーネクタイ
室温目安 28℃

商品一覧（預金商品）



■主な預金商品のご案内

種類	特徴	お預入れ期間等	お預入れ金額	
総合口座	1冊の通帳で普通預金と定期預金・定期積金をセットした個人限定商品です。「貯める」「使う」「借りる」の便利な機能を持った商品です。いざという時は、定期預金・定期積金の90%（最高200万円）まで自動融資が受けられます。	出し入れ自由	1円以上	
		1ヵ月以上 5年以内	100円以上	
		6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	
当座預金	小切手・手形をご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	出し入れ自由、自動受け取り、自動支払い、キャッシュカードなど幅広くご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上	
無利息型普通預金	利息のつかない普通預金です。 預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
後見支援預金	後見制度利用者の方の大切な財産を安全かつ簡単に管理・利用するための預金です。	後見終了まで	1円以上	
教育資金一括贈与専用口座	「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けるための口座です。	令和5年3月31日までにお預入された方が30歳に達する日の前日まで	10万円以上 1,500万円以内	
貯蓄預金	I型（30万円以上）、II型（10万円以上）の2種類があります。	出し入れ自由	1円以上	
通知預金	短期間の資金運用に適した預金です。	措置期間 7日以上	10,000円以上	
納税準備預金	納税のための預金です。	納税の際引き出し	1円以上	
定期預金	もっとも身边にご利用いただける定期預金です。 個人の方に限り3年以上5年内は半年複利でご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上	
	変動金利定期預金	金利は6ヵ月毎に変動します。 個人の方に限り3年の複利型がご利用いただけます。	1年以上 3年以内	100円以上
	期日指定定期預金	利息が1年複利で計算される定期預金です。 お預入れから1年経過後は、必要な金額のお引出しが可能です。 個人の方に限りご利用いただけます。	最長3年 (措置期間1年)	100円以上 300万円未満
	大口定期預金	大口の資金運用に最適です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	定期預金「寿」(ことぶき)	当金庫で年金をお受け取りいただいている方、新規に当金庫を指定して年金のお受け取り手続きをされた方がご利用いただけます。	1年	100円以上 総額1,000万円以内
	がん検診応援定期預金	厚生労働省の指針で定めるがん検診を受診された方などがご利用いただけます。	1年	10万円以上 総額500万円以内
スーパー定期積金	マネープランに合わせて毎月の掛け金を自由にお選びいただけます。目標100万円の「貯蔵くん100」が好評です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	
子育て応援定期積金	18歳未満のお子様を1名以上扶養されるご親族様等を対象とした金利優遇定期積金です。	3年以上 5年以内	10,000円以上	
財形預金	将来の目的資金や財産づくりに最適です。 給与からの天引き預金です。	3年以上	1,000円以上	
	財形住宅	住宅取得等のための非課税扱いの預金です。 給与からの天引き預金です。	5年以上	1,000円以上 550万円まで非課税
	財形年金	ゆとりある老後のための非課税扱いの預金です。 年金として受け取ります。 給与からの天引き預金です。	5年以上	

詳しくは、本支店窓口又は渉外係までお気軽にお問い合わせください。

(2021年6月30日現在)

商品一覧(ローン商品)



■主な個人向けローン商品のご案内

種類		特徴	ご融資金額(最大)	ご融資期間(最長)	担保・保証会社等
住宅	スーパー住宅ローン	住宅新築・購入、中古住宅購入、リフォーム、住宅ローン借替資金等のローンです。変動金利型、段階金利型があります。	1億円以内 全国保証(株) 8,000万円以内 (一社)しんきん保証基金	35年以内	担保:ご融資物件 保証人が必要な場合がございます。 保証会社:全国保証(株) (一社)しんきん保証基金
	無担保住宅ローン	住宅新築・購入、中古住宅購入、リフォーム、住宅ローン借替資金等のローンです。Webによる申込もできます。	1,000万円以内	20年以内	(一社)しんきん保証基金
	雅住宅ローン	住宅新築・購入、リフォーム資金等のローンです。原則、当金庫で年金を受給されている方が対象です。	300万円以内	10年以内	担保:不要 保証人:原則1名以上
車	リフォームプラン リフォームローン	リフォーム資金等のローンです。(一社)しんきん保証基金の場合、Webによる申込もできます。	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん保証基金 (株)ジャックス (株)オリエントコーポレーション
	カーライフプラン マイカーローン	マイカー購入資金、車検・修理費用等のローンです。(一社)しんきん保証基金、(株)オリエントコーポレーションの場合、Webによる申込もできます。	1,000万円以内 500万円以内	10年以内 8年以内	(一社)しんきん保証基金 (株)ジャックス (株)オリエントコーポレーション
医療	デンタルローン	歯科治療専用のローンです。Webによる申込もできます。	1,000万円以内	10年以内	(株)オリエントコーポレーション
多目的	しんきん フリーローン	事業資金やおまとめ資金にもご利用可能なお使いみち自由のフリーローンです。Webによる申込もできます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
	多目的ローン 「しんきん太助」	お使いみち自由なローンです。事業性資金、旧債返済資金を含みます。(株)クレディセゾン保証の場合、Webによる申込もできます。	500万円以内	10年以内	(株)クレディセゾン アイフル(株)
	フリーローンモア	お使いみち自由なローンです。事業性資金は除きます。Webによる申込もできます。	500万円以内	10年以内	(株)オリエントコーポレーション
	シルバーローン	お使いみち自由なローンです。ただし、事業性資金、旧債返済資金は除きます。満60歳以上70歳未満の方、当金庫で公的年金を受給されている方が対象です。	100万円以内	5年以内	(株)オリエントコーポレーション
教育	教育プラン	学校納付金や就学費用等の教育資金のローンです。ご卒業予定月まで、元金返済の据え置きができます。Webによる申込もできます。	1,000万円以内	16年以内	(一社)しんきん保証基金
	教育カードローン	在学期間中の様々な教育資金ニーズに対応します。必要な時に必要な分だけATMでお借りいただけます。	500万円以内	5年以内 (在学期間が4年超の場合は最長7年以内)	(一社)しんきん保証基金
カードローン	しんきん カードローン	急な出費に便利で、お使いみち自由なカードローンです。ATMでお借りいただけます。Webによる申込もできます。	100万円以内	原則3年毎の自動更新	(一社)しんきん保証基金
	きゃっつする カードローン		500万円以内	原則5年毎の自動更新	信金ギャランティ(株)

詳しくは、本支店窓口又は窓外係までお気軽にお問い合わせください。
なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

(2021年6月30日現在)

■主な事業者向けローン商品のご案内

種類	特徴	ご融資金額(最大)	ご返済期間(最長)
地域応援融資 「スーパービジネスローン」 (略称:SBL)	がんばる中小企業を応援する事業性ローン商品です。法人、個人事業主の方を対象とします。	3,000万円以内	運転資金は7年以内 設備資金は10年以内 ただし手形貸付は1年以内
創業応援ローン	創業資金を特別金利でご融資します。お申込み後6ヵ月以内に開業予定、又は開業後3年以内の法人、個人事業主の方を対象とします。	500万円以内	運転資金は7年以内 設備資金は10年以内 1年以内元金返済据置可能
事業承継ローン ISHIN承継	日本政策金融公庫との協調融資商品です。事業承継にかかる運転資金又は設備資金をご利用いただけます。	4,000万円以内 (当金庫、日本政策金融公庫各2,000万円以内)	運転資金は7年以内 設備資金は20年以内 2年以内元金返済据置可能

詳しくは、本支店窓口又は専門窓口までお気軽にお問い合わせください。

(2021年6月30日現在)

なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

その他のサービス

■ 萩山口しんきん『年金俱楽部』

当金庫で年金をお受け取りいただいているお客様に各種年金サービスをご用意しております。

特典1	お誕生日プレゼント
	お誕生日に合わせ、プレゼントをご用意しております。
特典2	定期預金「寿」ご利用による金利上乗せサービス
	お一人様1,000万円以内で、当金庫の店頭表示金利に所定の金利を上乗せいたします。
特典3	団体傷害保険制度「しんきんシニアサポートー」のご案内
	会員の皆様に手頃な保険料でさまざまなケガに備える団体傷害保険制度「しんきんシニアサポートー」をご案内します。
特典4	シルバーローンのご利用
	保証会社の保証が受けられる方

※ 各種特典につきましては、金融情勢等により変更・中止させていただく場合があります。

■ 地方創生や子育て家庭応援優待事業に関するサービス

連携先	商品名	特徴
山口県	山口県定住者応援カーライフプラン	年齢が満20歳以上30歳未満で、山口県内の企業に就職後3年以内の方、もしくは就職が内定している方を対象とした金利優遇ローンです。
	山口県定住促進教育ローン	山口県内の大学院、大学、短期大学、専修学校に入学又は在学されるお子様をお持ちの方を対象とした金利優遇ローンです。
	「やまぐちYY!ターン」サポートカーライフプラン	山口県が発行する「やまぐちYY!ターンパスポート（電子版又は冊子版）」をお持ちの方を対象とした金利優遇ローンです。
	子育て家庭応援優待融資	18歳未満のお子様を3名以上扶養されるご親族様等を対象とした金利優遇ローンです。
	やまぐち子育て応援融資	「やまぐち子育て応援企業宣言」に参加されている企業の従業員の方を対象とした金利優遇ローンです。
預金	子育て応援定期積金	18歳未満のお子様を1名以上扶養されるご親族様等を対象とした金利優遇定期積金です。
	その他「やまぐち結婚応援パスポート制度」優待サービス	1年以内に結婚予定の男女や新婚夫婦を対象とした山口県「ハピちよるパスポート」を取得され、当金庫優待サービス基準を満たされる方に「QUOカード（1,000円券）」を贈呈するサービスです。
山口市	山口市子育て応援カーライフプラン	山口市内に住所を有し、扶養しているお子様が3人以上の世帯を対象とした金利優遇ローンです。
	山口市子育て応援教育プラン	
萩市	萩市子育て応援カーライフプラン	萩市内に住所を有し、扶養しているお子様が3人以上の世帯を対象とした金利優遇ローンです。
	萩市子育て応援教育プラン	

詳しくは、本支店窓口又は専門窓口までお気軽にお問い合わせください。

(2021年6月30日現在)

総代会に関する事項



1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関で、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

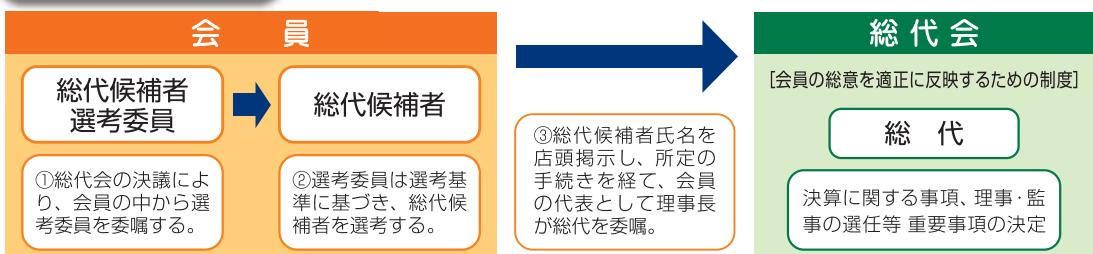
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から定款に定める方法により適正に選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2 総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そのため、総代は総代選考基準に基づき厳正に選任されます。

(1) 総代の任期・定数

- ①総代の任期は3年です。
- ②総代の定数は100人以上150人以内とし、6区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに定めております。
- ③総代の定年は80歳としております。ただし、任期の途中で年齢が80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとしております。
- ④満80歳以上であっても健康で社会的貢献を継続している場合は、当分の間、上記③の定めを適用しません。

(2) 総代の選任方法

- ①総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から総代候補者選考委員を委嘱します。
- ②総代候補者選考委員は選考基準に基づき、総代候補者を選考します。
- ③総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として理事長が総代を委嘱します。

(3) 総代候補者選考基準

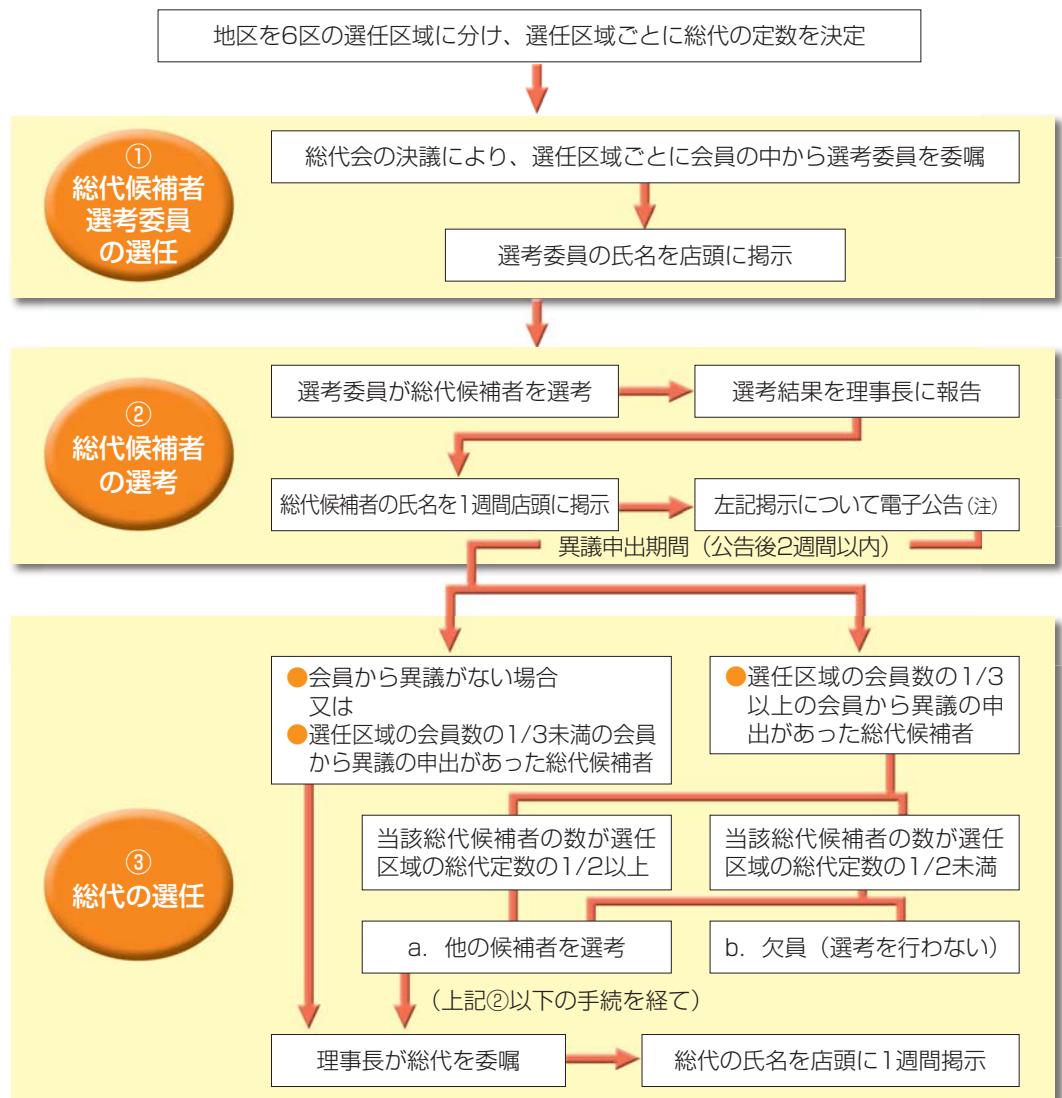
①資格要件

総代候補者は、当金庫の会員であること。

②選考基準

- ・総代としてふさわしい見識を有していること。
- ・良識をもって正しい判断ができること。
- ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解していること。
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めること。

総代が選任されるまでの手続きについて



3 | 総代会の決議事項

● 第103期通常総代会決議のご報告 ●

2021年6月18日に開催いたしました第103期通常総代会におきまして、下記の議案を付議し、原案どおり承認可決されました。

記

報告事項	第103期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の報告の件
決議事項	第1号議案 第103期剰余金処分案承認の件
	第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
	第3号議案 総代候補者選考委員18名選任の件
	第4号議案 理事1名選任の件
	第5号議案 監事1名選任の件
	第6号議案 役員退任慰労金贈呈の件

4 総代の氏名等

お名前の記載につきましては、個人情報保護の観点からご承諾をいただいた方のみ記載しております。

2021年6月30日現在（敬称略）

選任区域	人 数	氏 名				
山口・第1区 ・大殿(小学校通学区) ・宮野・仁保 ・旧阿東町・旧旭村	15	井上 和義④ 岸田 耕平① 濱屋 健④ 安富幸四郎④	小方 基次④ 小山 哲彦④ 福田 好博④ 山田 太郎④	岡村 紀男④ 杉山 透④ 宗像 常明④ (他1名)	加藤 和久④ 田村 光生④ 森生 信雄④	
山口・第2区 ・白石(小学校通学区) ・大内・小鯖・鎧錢司 ・旧秋穂町・防府市 ・旧徳地町	17	秋川 正③ 坂倉 秀昭④ 原口 圭右④ 松原金次郎④	遠藤 孝人④ 佐藤 英仁③ 藤本 利明④ 宮崎 孝博④	小田 敏博④ 末富 喜昭④ 北條 栄作④ 村田 忠幸④	川口 健二④ 砂川 敏男④ 松田 範和④ 吉永 嘉男④	
山口・第3区 ・湯田(小学校通学区) ・吉敷・大歳・平川 ・名田島・嘉川・佐山 ・秋穂二島・江崎 ・深溝・陶・旧小郡町 ・旧阿知須町・その他	22	阿武 幸美③ 梅林 義彦③ 品川 栄④ 野村 幸治④ 古田 鈴子③ 右田 芳雄④	石崎 茂樹④ 岡崎雄一郎③ 太尾田 修④ 原 哲夫② 馬越 帝介③ (他1名)	石光 一成④ 金光 明雄④ 仲 典子③ 福田 直樹④ 松田 康義④ (他1名)	入交 知則③ 佐藤 忠義④ 榎松 敏雄④ 藤井 正行③ 松原 雅紀④	
萩・第1区 ・旧萩市大井・椿東地区 ・旧阿武郡・阿武町 及び旧益田市	12	有田 知永④ 竹中 一男④ 松村 孝明②	尾河 哲彦④ 田村 義治④ 村田 昌志④	川原 輝彦④ 中村 正彦④ 山本 隆志④	梶本 久繁③ 堀 弘和② 横山 賢治④	
萩・第2区 ・旧萩市内各町 (除く椿東地区・大井)	27	安部 正彦② 河上 黙④ 斎藤 義治④ 中原 進④ 広瀬松次郎④ 山縣 光男④ 渡邊 浩隆④	安藤 雅章④ 楠牟礼正次④ 新谷 和彦④ 難波 信定④ 藤原 由佳② <small>(角)堀設計事務所 代表取締役 三村 夏彦④</small> 花谷 敏雄④	井町 實④ 久保 勝義④ 竹内 重信④ 波多野善蔵④ 増山 健治④ 横山ひとみ④	岩崎喜一郎② 久保 吉史② 中谷 伸④ 原田 利正④ 柳井喜一郎④ 若松 輝明④	
萩・第3区 ・長門市・美祢市	14	荒川 浩一④ 植中 俊裕④ 永安 達直④ 村田 勇吉③	安藤 繁之④ 岡藤智加子④ 花谷 敏雄④ (他1名)	市川 信博④ 岡村 節子④ 光末 達④	岩崎 俊雄④ 田村 伊晨④ 三好 良男④	
合 計	107	※2021年6月30日現在の総代数は107名です。				

(注) 氏名の後の数字は、萩山口信用金庫発足時（2010年1月）以降の就任回数です。

5 総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 75.7% 個人事業主 12.1% 個人 2.8% その他 9.4%
年齢別	70歳代 56.6% 60歳代 29.2% 50歳代 12.3% 40歳代 1.9%
業種別	卸・小売業 22.1% サービス業 21.1% 製造業 17.3% 建設業 16.3% 不動産業 5.8% 宿泊業 5.8% 医療福祉2.9% 飲食業 1.0% その他 7.7%

役員・主な事業の内容

設立／1919年1月17日
 本店所在地／山口市道場門前一丁目5番1号
 店舗数／21店舗
 営業地域／山口県全域
 益田市（旧益田市に限る）

※営業地域につきましては、2017年8月に定款変更し、従来の営業地区を山口県全域と益田市（旧益田市に限る）に変更しております。

職員の状況

(2021年3月31日現在)

	2017/3	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3
職員数(人)	252人	243人	232人	216人	216人
(うち男性)	162人	159人	153人	140人	135人
(うち女性)	90人	84人	79人	76人	81人
平均年齢	41歳 2ヵ月	41歳 9ヵ月	42歳 4ヵ月	42歳 1ヵ月	42歳 1ヵ月
平均勤続年数	18年 5ヵ月	18年 6ヵ月	18年 10ヵ月	18年 3ヵ月	17年 9ヵ月

役員

理 事 長（代表理事）	小 田 村	哲 生 彦 啓 一
専 務 理 事（代表理事）	棚 の 野	一 尚 幸 慎
常 務 理 事（代表理事）	嶋 戸 村	幸 伸
常 務 理 事（代表理事）	山 と 田	一 宏 荣
理 事（常勤）	山 と 田	晋 行
理 事（常勤）	豊 い 井	み 光
理事相談役（非常勤）	藤 だ 田	男 お 男
理 事（非常勤）	武 な か 中	のり 憲
理 事（非常勤）	河 ま つ 村	た か 貴
監 事（常勤）	松 だ 田	俊 と し 哲
監 事（非常勤）	藤 い 井	哲
監 事（非常勤）	田 い 井	

※武田晋、中村憲行は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

※松田俊男、藤井哲男は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事です。

(2021年6月30日現在)

会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人
 (2021年6月30日現在)

萩山口しんきんの主要な業務内容

1 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

2 貸出業務

- (1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越を取扱っております。
- (2) 商業手形の割引を取扱っております。

3 内国為替業務

送金為替、当座振込、代金取立等を取扱っております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資産運用のため、国債、地方債、社債、株式、投資信託、外国証券、その他の証券に投資しております。

5 附帯業務

- (1) 代理業務
 ①日本銀行歳入代理店業務

- ②地方公共団体の収納事務取扱業務
- ③株式払込金の受入代理業務

- ④住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、信金中央金庫等の代理貸付業務

- (2) 保護預り及び貸金庫業務

- (3) 有価証券の貸付

- (4) 債務の保証

- (5) 両替

- (6) 金の売買

- (7) 公共債の引受

- (8) 国債等公共債の窓口販売

- (9) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）

- (10) 信託会社又は信託業務を含む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 信金中央金庫

- (11) スポーツ振興くじの払戻業務

- (12) 電子債権記録業に係る業務

役員等の報酬体系について

1 | 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び非常勤理事並びに常勤監事、非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」と在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	88

(注1) 対象役員に該当する理事は8名、監事は3名です。(期中に退任したものを含みます。)

(注2) 上記の内訳は、「基本報酬88百万円」となっております。

3 その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号及び第4号並びに第6号に該当する事項はありませんでした。

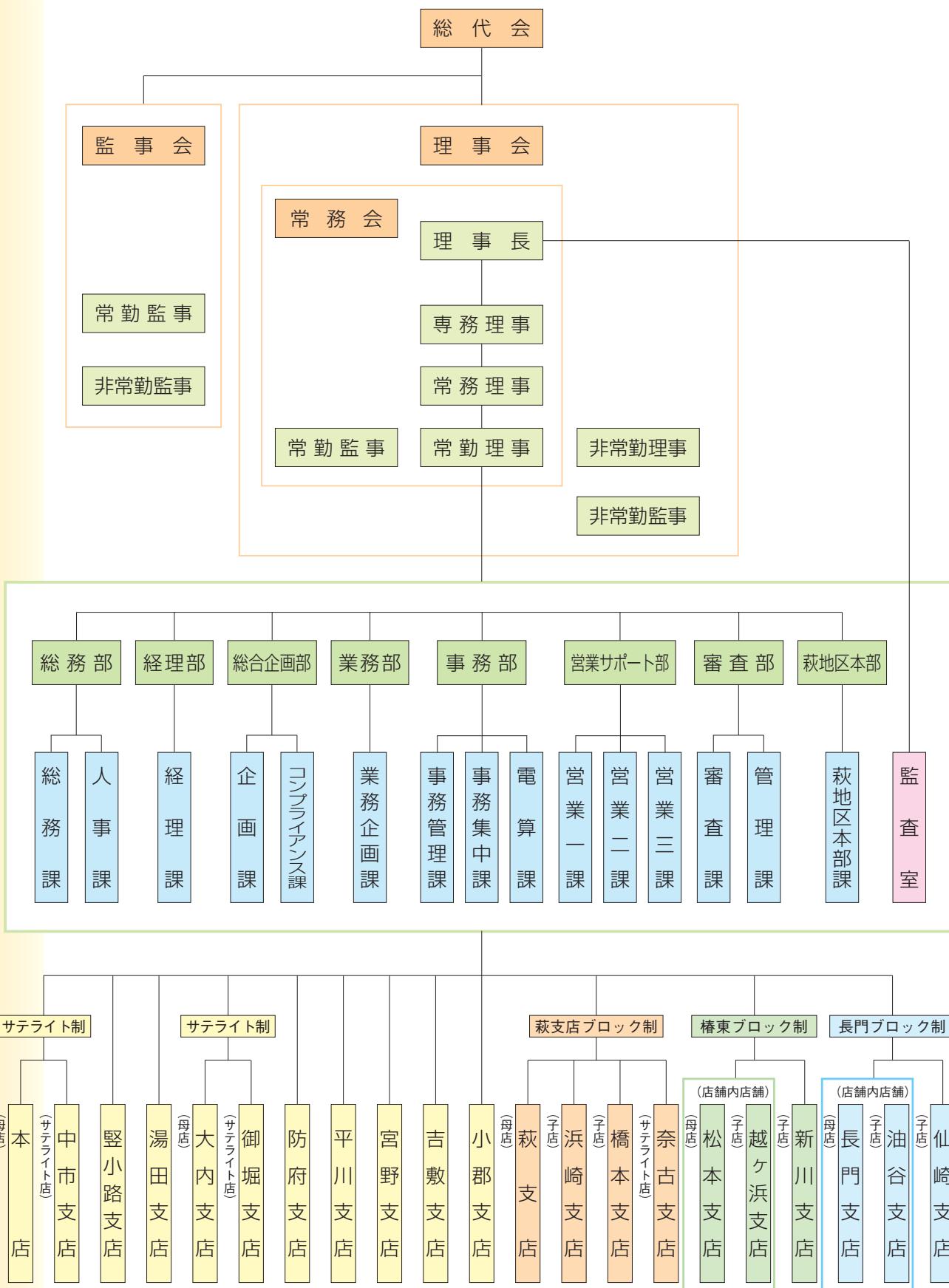
2 | 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。



萩山口信用金庫の組織・機構図



(2021年6月30日現在)

CONTENTS

資料編

○ 経営の状況	51
貸借対照表	51
損益計算書	57
剰余金処分計算書	57
○ 経営指標	58
■ 事業の状況を示す指標	58
直近の5事業年度における主要な経営指標の推移	58
・ 経常収益・経常利益・当期純利益・出資総額・出資総口数	
・ 純資産額・総資産額・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	
・ 単体自己資本比率・出資に対する配当金(出資1口当たり)・役員数	
・ 職員数・会員数	
直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58
業務粗利益／業務純益	58
資金運用収支の内訳／利益率(ROA)／利鞘／受取・支払利息の増減	59
■ 預金に関する指標	60
預金積金・譲渡性預金平均残高／定期預金残高	60
預金者別預金残高／財形貯蓄預金残高	60
■ 貸出金等に関する指標	61
貸出金平均残高／貸出金残高	61
貸出金の担保別内訳／債務保証見返の担保別内訳	61
貸出金業種別内訳	61
預貸率／貸出金使途別残高	62
個人ローン(住宅ローン、消費者ローン)残高	62
不良債権処理等／貸倒引当金内訳	62
■ 有価証券等に関する指標	63
商品有価証券の種類別の平均残高(該当ありません)	63
有価証券の種類別の平均残高	63
預証率	63
有価証券の種類別の残存期間別の残高	63
有価証券の時価情報	64
金銭の信託(該当ありません)	64
デリバティブ取引(該当ありません)	64

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	30年～50年
その他	3年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,862百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月31日現在）

当金庫分掛金拠出額	制度全体の掛金拠出割合
11,778,520円	÷ 5,526,651,612円 = 0.2131%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金36百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支払見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. その他の引当金のうち睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
12. その他の引当金のうち偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額144百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 3,597百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は15百万円、延滞債権額は3,996百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立

●預貸率

	2019年度	2020年度
期末預貸率	43.34	44.79
期中平均預貸率	42.56	43.05

(注) 預貸率

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

預金量に対する貸出金の割合を示した比率で、信用金庫の地域金融機関としての地元密着度を反映した融資姿勢が判断できる指標です。

●貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	貸出金残高	構成比 (%)	貸出金残高	構成比 (%)
設備資金	51,580	58.78	52,301	53.99
運転資金	36,164	41.22	44,576	46.01
合計	87,744	100.00	96,877	100.00

●個人ローン（住宅ローン、消費者ローン）残高

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	貸出金残高	構成比 (%)	貸出金残高	構成比 (%)
住宅ローン	20,789	78.95	21,247	80.39
消費者ローン	5,543	21.05	5,182	19.61
合計	26,332	100.00	26,430	100.00

●不良債権処理等

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
不良債権処理	741	3
貸出金償却	881	14
個別貸倒引当金純繰入額	△ 140	△ 11
バルクセール（債権売却損）	－	0
一般貸倒引当金純繰入額	△ 28	△ 34

●貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	571	542	－	571
	2020年度	542	507	－	542
個別貸倒引当金	2019年度	3,481	2,686	654	2,826
	2020年度	2,686	2,515	159	2,527
合計	2019年度	4,052	3,228	654	3,398
	2020年度	3,228	3,023	159	3,069

(注1) 一般貸倒引当金は、上記以外の債務者に対する資金等については、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた金額を引き当てております。

(注2) 個別貸倒引当金のうち、破綻先債権及び延滞債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証より回収が見込まれる額を控除した残額を個別貸倒引当金としてそれぞれ引き当てております。

信金中央金庫のご紹介



信用金庫のセントラルバンク

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫のセントラルバンクです。「信用金庫の中央金融機関」と「個別金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

信用金庫の中央金融機関としては、為替・資金の集中決済や信用金庫の各種業務を支援する等、業務機能の補完を行っているほか、業界独自のセーフティネットである信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営等を通じ、信用金庫業界の信用秩序の維持に努めています。

また、個別金融機関として、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金を、有価証券や短期金融市场で運用しているほか、国・政府関係機関、地方公共団体、公益法人、事業会社等へ貸出をしています。

プロフィール

- ・名称
信金中央金庫
- ・本店所在地
東京都中央区八重洲
1丁目3番7号
- ・創立
1950年6月1日



信金中金の格付	ムーディーズ (Moody's)	A1
	S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
	格付投資情報センター (R&I)	A+
(2021年3月末現在)	日本格付研究所 (JCR)	AA

信金中金グループ	証券業務	しんきん証券(株)
	投資運用業務	信金インターナショナル(株) (ロンドン)
	海外ビジネス支援業務	しんきんアセットマネジメント投信(株)
	消費者信用保証業務	信金シンガポール(株)
	投資・M&A仲介業務	信金ギャランティ(株)
	データ処理の受託業務等	信金キャピタル(株)
	事務処理の受託業務等	(株)しんきん情報システムセンター 信金中金ビジネス(株)

信用金庫と信金中金は、信頼のパートナーです

信用金庫のセントラルバンク



信用金庫の業務にかかるサポート

- 信用金庫の地域金融・中小企業金融などのサポート
- 信用金庫業界のネットワークなどを活用した支援
- フィンテックの活用に向けた取組
- 信用金庫の決済業務のサポート
- 信用金庫に対する情報提供活動

信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫に対する金融商品の提供
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
- 信用金庫の市場関連業務のサポート
- 信用金庫の人材育成のサポート

地域経済のパートナー



(注) 計数はすべて2021年3月末現在

開示項目一覧

(信用金庫法第89条に基づく開示項目)

■信用金庫法施行規則第132条に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況に関する事項
(1)事業の組織 43	(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 51～57
(2)理事・監事の氏名及び役職名 41	(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
(3)会計監査人の氏名又は名称 57	①破綻先債権に該当する貸出金 16
(4)事務所の名称及び所在地 48	②延滞債権に該当する貸出金 16
2. 金庫の主要な事業の内容 41	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 16
3. 金庫の主要な事業に関する事項	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 16
(1)直近の事業年度における事業の概況 13～14	(3)自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	①自己資本の構成に関する開示事項 18
①経常収益 58	②定性的な開示事項
②経常利益又は経常損失 58	ア. 自己資本調達手段の概要 17
③当期純利益又は当期純損失 58	イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 17
④出資総額及び出資口数 58	ウ. 信用リスクに関する事項 20
⑤純資産額 58	エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 20
⑥総資産額 58	オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要(該当ありません) 24
⑦預金積金残高 58	カ. 証券化エクスポートジャヤーに関する事項(該当ありません) 24
⑧貸出金残高 58	キ. オペレーションル・リスクに関する事項 24
⑨有価証券残高 58	ク. 出資その他これに類するエクスポートジャヤー又は株式等エクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 25
⑩単体自己資本比率 58	ケ. 金利リスクに関する事項 26
⑪出資に対する配当金 58	③定量的な開示事項
⑫職員数 58	ア. 自己資本の充実度に関する事項 19
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	イ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー及び証券化エクスポートジャヤーを除く) 21
①主要な業務の状況を示す指標	ウ. 信用リスク削減手法に関する事項 23
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 58	エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(該当ありません) 24
イ. 業務純益・実質業務純益・コア業務純益・コア業務純益(投資信託解約損益を除く) 58	オ. 証券化エクスポートジャヤーに関する事項(該当ありません) 24
ウ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 59	カ. 出資等エクスポートジャヤーに関する事項 25
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 59	キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤーに関する事項 25
オ. 受取利息及び支払利息の増減 59	ク. 金利リスクに関する事項 27
カ. 総資産経常利益率 59	(4)次に掲げるものに関する取得価格又は契約価額、時価及び評価損益
キ. 総資産当期純利益率 59	①有価証券 63～64
②預金に関する指標	②金銭の信託(該当ありません) 64
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 60	③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(該当ありません) 64
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 60	(5)貸倒引当金の期末残高及び期間中の増減額 62
③貸出金等に関する指標	(6)貸出金償却の額 62
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 61	(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 57
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 61	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 61	・役員等の報酬体系 42
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高 62	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 61	
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 62	
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高(該当ありません) 63	
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 63	
ウ. 有価証券の種類別の平均残高 63	
エ. 預証率の期末値及び期中平均値 63	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	■財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名 57
(1)リスク管理の体制 29～30	
(2)法令遵守の体制 31	
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 9～11	
(4)金融ADR制度への対応 33	
■金融再生法開示債権の開示項目	
1. 金融再生法開示債権の状況 15	



 萩山口信用金庫

〒753-0047 山口市道場門前一丁目5番1号

TEL 083-922-2700

URL:<http://www.shinkin.co.jp/hagiyamaguchi/>



2021年7月発行